

令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の 作成業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）までの間

3 委託業務内容

(1) 基礎・基本学習動画の作成

ア 中学校1年生の5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の基礎・基本学習動画の作成
イ 動画は、YouTube等Web上にアップロードが可能で、画像・音声は鮮明に視聴できる仕様とすること。

イ 作成する動画の本数は、1教科当たり40～45本程度とすること。（そのうち、3～5本程度を小学校の復習内容とすること。）

ウ 作成する動画の時間は、動画1本当たり20分程度とし、各動画の構成は、講義と演習を組み合わせたものとすること。

エ 県内どの地域でも活用できる形で作成すること。（特定の教科書を想定しないこと。）

オ 著作権の帰属等

(イ) 本業務の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納入した成果物が、検査に合格した後、直ちに発注者に無償で譲渡するものとし、発注者が自由に使用できる権利を有するものとする。

(ロ) 成果物が著作権その他諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権その他諸権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。

カ 作業の進捗状況について随時発注者に報告するとともに、完成前に内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 成果物

ア 上記(1)の学習動画を、1本ごとにDVD2枚作成すること。

イ DVDは、パソコン等で再生可能な仕様とすること。

ウ 成果物は、完成したのから随時納入すること。

4 納入場所

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課（松山市一番町四丁目4番地2）

5 その他

この仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、必要に応じて、その都度、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。